

匠瑳市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第3項に規定するわな猟免許を新たに取得する者に対し、当該免許取得に要する費用について、予算の範囲内において狩猟免許取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、匠瑳市補助金等交付規則（平成18年匠瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者を除く。

- (1) 匠瑳市の区域内に住所を有する者
- (2) 匠瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がない者
- (3) 匠瑳猟友会に所属し、有害鳥獣捕獲事業に従事することができる者

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許試験を受験した日の属する年度の3月31日までに狩猟免許取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得したわな猟免許の写し
- (2) 初心者狩猟講習会受講料の領収書の写し

(3) 狩猟免許試験申請費用の領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出する際に、規則第12条に規定する実績報告を狩猟免許取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により行わなければならない。

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、及び額を確定しなければならない。

2 規則第6条及び第13条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を狩猟免許取得促進事業補助金交付決定（却下）通知書兼交付確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、狩猟免許取得促進事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、狩猟免許取得促進事業補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、狩猟免許取得促進事業補助金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還するよう請求することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31限り失効する。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の際現に前項の規定による失効前の匝瑳市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱（以下「失効前の告示」という。）第5条第1項の規定により市長が補助金の交付の決定及び確定をした者に係る失効前の告示第7条及び第8条の規定については、前項の規定による失効後も、なお効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
わな猟免許の新規取得に要した初心者狩猟講習会受講料	補助対象経費の10分の10以内	10,000円
わな猟免許の新規取得に要した狩猟免許試験申請費用	補助対象経費の10分の10以内	5,200円